

9/3

吾妻郡老人クラブ 連合会グラウンド ゴルフ大会開催

9月3日(火) 嬭恋村総合グラウンドに於いて、第27回吾妻郡老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会が開催されました。

当日は郡内から39チーム、総勢117名が参加し、高山村からも3チーム9名が参加しました。

皆さん日頃の練習の成果を十分に発揮し、団体では宮内之久さん・深代正利さん・割田まさ枝さんの3人が組んだ高山Aチームが第5位、個人では深代正利さんが第2位と素晴らしい成績を収めました。



くらしの情報

県民カレッジオープンキャンパス 参加者募集のお知らせ

吾妻教育事務所では、山間部の方のニーズに応えるべく大学等と連携して講座を開設しています。吾妻郡内の皆様、ぜひご参加ください。

『令和』から始める『万葉集』講座

- 開催日時 10月24日(木) 14:15~15:45
11月 7日(木) 14:15~15:45
11月21日(木) 14:15~15:45

●場 所 中之条合同庁舎

- 講 師 県立女子大学 北川和秀 名誉教授
 - 定 員 30名程度
- 全3回講座で、1回のみ受講も可能です。どなたでも受講でき、無料です。

《お申し込み》 吾妻教育事務所 生涯学習係 ☎0279-75-3370

群馬県最低賃金が 改正されました

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は 時間額 835円
令和元年10月6日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-896-4737)又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

●群馬労働局URL <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」もご利用ください。お問い合わせは、雇用環境・均等室(☎027-896-4739)まで。

子どもの里親になりませんか

県では、さまざまな事情から家庭で生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。群馬県独自の短期預かり里親登録制度もあります。

中央児童相談所北部支所は、里親に関心のある方や養子縁組・特別養子縁組を検討している方へ説明(相談)会を開催します。

- 第3回 10月23日(水) 沼田市役所4階防災会議室405・406にて
- 第4回 10月30日(水) 東吾妻町役場本庁1階101会議室にて
- 第5回 11月 1日(金) 吉岡町役場2階第1会議室にて
- 時 間 各回 午後1時から4時
- 対 象 里親に関心のある方や養子縁組・特別養子縁組を検討している方(開催市町村以外にお住まいの方も含みます)
- 費 用 無料

《お問い合わせ先》

群馬県中央児童相談所北部支所 ☎0279-20-1010

国民年金



過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難なときに、申請時点の2年1カ月前の月分まで保険料の免除申請をすることができます。

【申請方法】

お住まいの市町村役場または年金事務所に申請してください。必要な添付書類など、詳しくは申請先までお問い合わせください。
※ご注意ください

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。りますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であればあとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

詳しくは、年金事務所へご相談ください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

消費税軽減税率制度説明会のご案内！

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があり、対応した経理・申告が必要です。(飲食料品の小売業の方に限りません。)

吾妻法人会と中之条税務署では、皆さんに知っていただくため下記のとおり制度の説明会を開催します。事業者の方ならどなたでも参加できますので、ご都合のよい日時・場所の説明会へご参加ください。

開催日時		開催場所	主催者	連絡先
日	時間			
令和元年 10月25日(金)	10:00~11:30	中之条町大字伊勢町1005-1 中之条町ツインプラザ 視聴覚室 長野原町大字長野原37-2 長野原町商工会館 小会議室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 0279-75-3355(代表)
	14:00~15:30			

令和元年度 自衛官等募集案内

募集種目	資格	受付期間	試験日	試験会場	合格発表
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満	年間を通じて 行っています	令和元年11月4日 令和元年11月24日 令和2年1月19日	11月4日：相馬原駐屯地 11月24日：新町駐屯地 1月19日：相馬原駐屯地	合格発表は試験時にお知らせいたします
陸上自衛隊 高等工科学校	15歳以上 17歳未満	令和元年11月1日 ~令和2年1月6日	1次試験 令和2年1月18日 2次試験 令和2年2月1日	1次試験 勢多会館(前橋市) 2次試験 新町駐屯地	自衛隊地方協力本部 に掲示及び本人宛に 通知します

※その他の試験又は興味のある方は、下記までお問い合わせください。

沼田地域事務所 ☎0278-23-4111 自衛隊群馬地方協力本部 ☎027-221-4471

**不動産合同公売を
実施します**

村税の滞納圧縮を図るため、差し押さえた不動産を公売にて売却します。不動産公売は、吾妻郡内町村(中之条町、高山村、東吾妻町)及び吾妻行政県税事務所が合同で実施します。

● **公売期日**

令和元年11月27日(水)

● **場所**

中之条町役場 2階
大会議室

● **受付**

午後1時から

● **入札説明**

午後1時30分から

● **入札**

午後2時から

公売物件の情報等、詳細は各町村または県税事務所(☎0276・75・330)へお問い合わせください。群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/04/a4310031.html>)をご覧ください。

**10月1日からの
1週間は「法の日」
週間です**

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。

前橋地方・家庭裁判所では、前橋地方検察庁、群馬弁護士会、法テラス群馬と共に、「司法探検ツアー」を開催します。

● **日時**

10月31日(木) 午後

● **内容**

裁判所・検察庁・弁護士会を巡り、施設見学や講話、説明会を行います

申し込み方法等は、前橋地方・家庭裁判所のウェブサイトに掲載します。
<http://www.courts.go.jp/maebashi/>

ご不明な点等は、前橋地方裁判所総務課庶務係(☎027・231・4275 内線512・513)までお問い合わせください。

**職業訓練(ハローレ)
説明会のご案内**

県内のハローワークでは、パソコン基礎・医療事務・介護関係などの知識や技能を習得して就職することを考えるの方に対して、職業訓練(ハロートレーニング)の受講をお勧めしています(授業料無料、一部テキスト代有料)。

そのため、職業訓練の受講を希望する方、職業訓練に興味がある方を対象に、毎月、説明会を開催しています。説明会では様々な職業訓練の具体的な授業内容やスケジュール等を聴くことができます。ぜひ、この機会に職業訓練説明会へお越しください。

● **ハローレ説明会(ハローワーク中之条)の開催日**

令和元年10月10日(木)、
11月14日(木)、12月12日(木)

● **お問い合わせ** 群馬県労働局職業安定部訓練室(☎027・897・3612 または最寄りのハローワークへ

**労働委員会が雇用の
トラブル解決を
サポートします**

県労働委員会では、労働者個人と事業主の、労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)解決のサポートをしています。

経験豊かなあつせん員が両者の間に立って、話し合いによる解決を目指します。

費用は無料で、秘密は厳守します。労使間のトラブルでお困りの方は、ご相談ください。電話での相談も受け付けています。

● **対象者**

県内事業所に勤務する労働者・県内事業所の事業主

● **対象事業**

解雇・雇止め・配置転換・懲戒処分・パワハラなどの労働に関する紛争

● **費用** 無料

● **お問い合わせ・相談先**

群馬県労働委員会事務局(県庁26階) ☎027・26・2783

**ストップ!
不正軽油**

群馬県では、不正軽油の情報窓口として不正軽油110番を設けています。

軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油をそのまま自動車の燃料として使用すると、地方税法違反となる場合があります。このような不正軽油を製造・販売・使用しているとと思われる情報がありましたら、お知らせください。

● **お問い合わせ・連絡先**

群馬県前橋行政県税事務所 県税課軽油広域調査係 「不正軽油110番」
☎027・231・2801

